

記載例


様式第1号

(表)

上越市少額工事等契約希望者登録申請書

(あて先) 上越市長

上越市が発注する少額工事等について、契約希望者登録を申請します

住所 (所在地)	〒9438601 上越市 木田1-1-3		
フリガナ	ジョウエツコウムテン	※申請・使用印	
商号又は名称	上越工務店		
フリガナ	ジョウエツ タロウ		
代表者職・氏名	上越 太郎		
電話番号	025-526-5111	FAX番号	025-526-6111

法人の場合は、登記事項証明書に記載された商号を記入。
個人事業主の場合は、通常使用している商号があればそれを記入し、特に名称がなければ無記入

法人は、代表者の職・氏名を記入。
個人事業主は、氏名を記入

備考

- 1 申請・使用印は、見積書や契約書、請求書等に使用することになるものです。
- 2 法人の場合は代表者印を使用してください。
- 3 個人事業主の場合は、認印でも差し支えありませんが、ゴム等の変形しやすい材質のもの又は量販されて同様の印影があるようなものは避けてください。

◎希望業種 (裏面の該当する箇所にも○印をつけてください)

希望順位	登録希望業種 (裏面の「工事等の種類」のうちから希望する順位5業種まで選択してください)	資格又は免許を有する場合は、その種類、名称等
1	建具工事	
2	ガラス工事	技能士 (ガラス施工)
3	電気工事	電気工事士 (第1種)
4	大工工事	
5		

申請書の裏面の表の左欄の「工事等の種類」から自主施工が可能なものを選択し、順位に5つ以内で記載してください

法令上、資格・許可が必要な業種は必ず記載し、それを確認できる書類の写しを提出してください。
法令上必要な資格でなくても、持っている資格 (技能士など) があれば記入してください。

備考

- 1 「上越市少額工事等契約希望者登録申請の手引き」に記載の書類を掲示し、又は添付してください。
- 2 希望業種の工事等の履行に際して、資格又は免許が必要な業種は、それらを受けている場合のみ登録できますので、その種類、名称等を記入し、そのことを証明する書類の写しを添付してください。
- 3 資格又は免許を必要としない業種でも、持っている資格又は免許があれば、そのことを証明する書類の写しを添付してください。

記載例

(裏)

工事等の種類	主な工種（※表面に記載した登録希望業種の中で施工可能なものに○印を付けてください。）
土木一式工事	—
建築一式工事	—
大工工事	大工工事/型枠工事/造作工事
左官工事	左官工事/モルタル工事/モルタル防水工事/吹き付け工事/とぎ出し工事/洗い出し工事
とび・土工・ コンクリート工事	コンクリートブロック据付工事/工作物解体工事/くい工事/くい打ち工事/くい抜き工事/場所打ちくい工事/掘削工事/盛土工事/コンクリート工事/コンクリート打設工事/プレストレストコンクリート工事
石工事	土工事/石積み（張り）工事/コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	引込線工事/構内電気設備工事/照明器具（蛍光灯、白熱灯、水銀灯、ハロゲン電灯、非常照明ネオン）/コンセント/キュービクル/受電盤/配電盤
管工事	冷暖房設備工事/空気調和設備工事/給排水・給湯設備工事/厨房設備工事/衛生設備工事/浄化槽工事/水洗便所設備工事/ガスパイプ工事/ダクト工事/管内更正工事/その他（ ）
タイル・レンガ・ ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事/レンガ積み（張り）工事/タイル張り工事/石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事/鉄塔工事/屋外広告工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事/ガス圧接工事
板金工事	板金加工取付工事/建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付工事
塗装工事	塗装工事/溶射工事/ライニング工事/布張り仕上工事/鋼構造物塗装工事/路面表示工事
防水工事	アスファルト防水工事/モルタル防水工事/シーリング工事/塗膜防水工事/シート防水工事/注入防水工事
内装工事	インテリア工事/天井仕上工事/壁張り工事/内装間仕切り工事/床仕上工事/畳工事/家具工事/その他（ ）
機械器具設置工事	運搬機器設置工事/集塵機器設置工事/給排気機器設置工事/揚排水機器設置工事/遊技施設設置工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事/電気通信機械設置工事/放送機械設置工事/データ通信設備工事/情報制御設備工事/テレビジョン電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事/地被工事/地ごしらえ工事
建具工事	サッシ取付け/金属製カーテンウォール取付け/シャッター取付け/木製建具取付け/ふすま取付け/その他（ ）
消防施設工事	屋内消火栓設置工事/スプリンクラー設置工事/屋外消火栓設置工事/火災報知設備工事/非常警報設備工事/漏電火災報知器設置工事/金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋・排煙設備の設置工事
その他工事	上記以外のもの（ ）

「工事等の種類」に該当するものがないもので、得意な工種があれば記載してください。